

## 岡山大学の環境管理について

岡山大学環境管理センター

本水 昌二<sup>\*</sup>，竹内 文章，井勝 久喜，加瀬野 悟

### 1. はじめに

岡山大学における環境保全対策は、「水質汚濁防止法」，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法律を遵守することに主眼がおかれてきた。しかし近年の環境保全対策に対する社会の動向は，法律に基づく管理だけでなく，自主的に管理すべきであるという方向に向かっている。特に社会の先導的役割を担う国立大学においては，いかに環境負荷を低減させるかについて模範を示すべきである。

これらのことから，岡山大学においても現在制定されている「水質環境管理規程」及び「廃棄物管理規程」による排水・廃液及び廃棄物の管理だけでなく，化学物質管理，リサイクルや省エネルギー対策，学内環境保全等を含めた総合的な環境マネジメントシステムを構築し，すべての大学構成員が率先してより良いキャンパス環境の実現を目指す必要がある。そのためには岡山大学における従来の環境関連の個別規程の見直しと統合化，そして時代に即した「環境管理規則」及び「管理規程」の制定が焦眉の急である。

ここでは平成11年度に，環境管理センターの各種委員会及び環境保全委員会（現在の環境保全協議会）等への提案を行ってきた内容及び岡山大学としての環境管理のあり方について検討してきた内容について紹介する。

### 2. 岡山大学環境管理規則の必要性

「岡山大学環境管理規則」は，次のような理由により早急に制定する必要がある。

#### (1) 規程の見直しと現状に即した新たな規則

現在制定されている「水質環境管理規程」及び「廃棄物管理規程」は，掌握する対象は異なっているが，基本的な骨組は同じである。更に水質管理と廃棄物管理以外の規程は定められていない。したがって大学における環境管理を行う上で，両規程も含め，環境管理全般を網羅した新しい規則が必要である。

#### (2) 環境マネジメントシステムの構築

環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ，大学における環境保全対策の持続的な改善に努めるには，既存の規程だけでは対応できない。したがって，従来の法的な規制に加え，さらに自主管理規制などを盛り込んだ新たな規則を設け，環境マネジメントシステムの構築を目指さなければならない。

#### (3) 国の行動計画への対応

政府は『国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画』を示してお

---

<sup>\*</sup>前岡山大学環境管理センター長（理学部教授）

り（平成7年6月閣議決定）、大学もこれらの方針に従って環境負荷低減策を講じる必要に迫られている。他大学ではこれらの計画に対して具体的な行動計画を策定しているところもある。

この行動計画では、原材料の選択（再生紙や再生品の使用）、資源の節約（用紙使用量の節減や両面印刷の推進）、有害物質等の排出削減や処理に必要な設備の整備、敷地等の自然環境の保全、所管地内でのゴミの不法投棄の防止、エネルギー使用量の削減（電気使用量、上水使用量等）、環境負荷の削減のための廃棄物の減量化、リサイクルの推進、大気汚染物質及び水質汚濁物質排出量の削減などが求められている。さらに教職員の環境保全意識の向上や計画の実施状況点検を踏まえた効果的な取り組みの確保が求められている。また平成11年9月、政府は、廃棄物の最終処分量を2010年までに現状の半分に削減することをダイオキシン対策関係閣僚会議で決めているが、これらに関連した施策は岡山大学では積極的には未だ進められていない。

#### （4）文部省の行動計画への対応

文部省は、地球環境問題の重要性及び緊急性に鑑み、教育・学術・文化の分野における積極的な取り組みを行うため、『地球環境問題に関する行動計画』を取りまとめた（平成10年2月改訂）。その内容は、①人間と自然との調和のとれた環境教育の充実、②地球環境問題の解決を目指す学術研究の推進、③生物多様性の保全や人間と自然との共生のための「天然記念物」及び「名勝」の保護、④国際的なパートナーシップとしての取組、⑤省エネ、省資源、新エネルギーへの対応を掲げている。これは、(3)で示した行動計画と同様に法的強制力を持つものではないが、大学等国の機関の自主的努力を促しているものである。したがって、この計画を実行するためには、環境教育の充実にも考慮した岡山大学独自の規程を制定することが必要である。

#### （5）法改正への対応

近年、環境基本法の大幅改正、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」における各種有害物質の排出規制の強化、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大幅改正、「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」の制定、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の制定など多くの環境関係法令の改正及び制定が行われた。特に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（特定化学物質管理促進法）」などの新規法律に対しては早急に対応しなければならない。

今後も法律の改正は、必要に応じて行われるものと思われるが、今後の動向としては、排出物質に対する規制に加えて、リサイクル法に代表されるように、廃棄物の再利用を推進するための規制も増加するものと考えられる。また、これまでの汚染物質と同じ手法では解決が困難であるダイオキシン類や環境ホルモン物質などの汚染物質も規制が徐々に強化されると考えられる。これらの法改正にも十分対応するためには、広い範囲の環境対策に対して迅速に対応できる学内規程の制定が急務である。

### 3. 岡山大学における環境管理関連規程の現状と改正案

先にも述べたが現在の岡山大学における環境管理関連規程は、図1に示すように「水質環境管理規程」と「廃棄物管理規程」の二つのみで、水質及び廃棄物以外の規程は制定されていない。改正案では、図2に示すように環境管理全般を網羅した「環境管理規則」を制定し、その下に水質管理規程、廃棄物管理規

程等の各種の規程を設ける予定になっている。

現状では、従来から骨格があった上記2つの規程の改正作業を進めており、さらにそれに続く新規規程の作成作業にかかっている現状である。

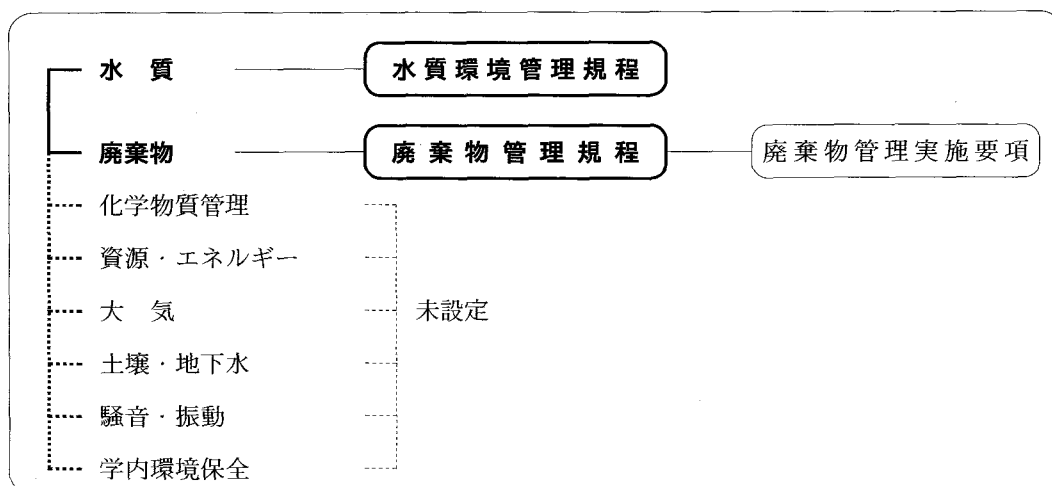


図1 岡山大学における環境管理に係わる規程の現状

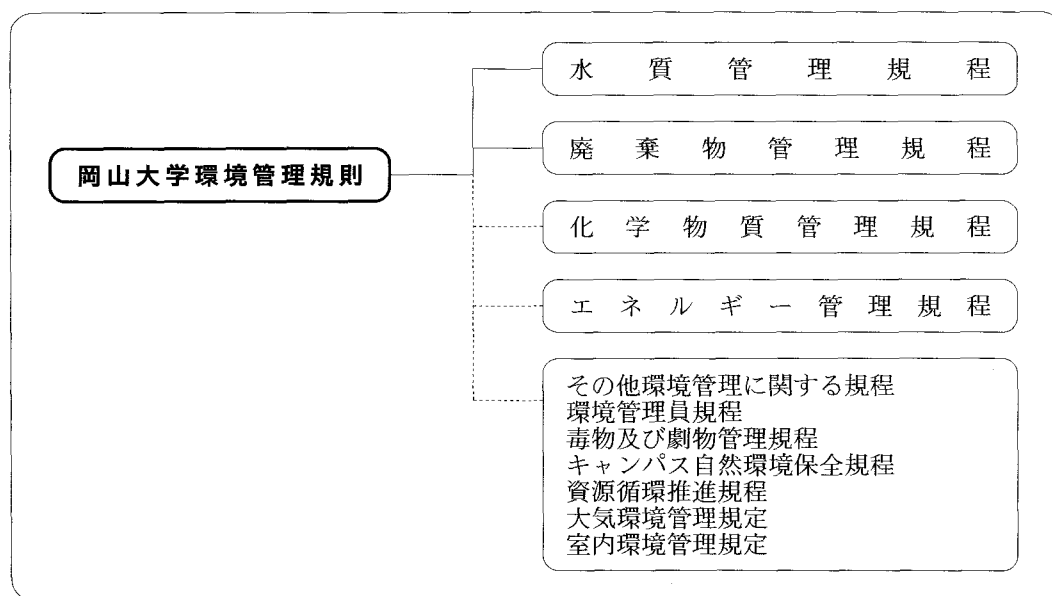


図2 岡山大学における環境管理に係わる規程の改正案

#### 4. 岡山大学における環境管理の考え方と環境管理センターの役割

岡山大学の環境管理について審議する最高位の委員会は、環境保全協議会であるが、環境管理センターとは全く別の組織であるために、センターから環境管理施策についての立案・提言あるいは協議会への参画の機会は少なかった。もともとセンターの環境管理業務に関する守備範囲は、平成10年度まで、有機・無機の廃液処理（有機廃液部門・無機廃液部門）及び主に津島地区における実験洗浄廃水の管理と生活排水の処理及び最終放流水の水質監視（洗浄排水部門・生活排水部門）が主で、それに関する教育研究であった。しかし平成11年度4月に従来の4部門を廃液管理部門と排水管理部門の2部門に統合し、新たに2つの廃棄物管理部門と環境管理部門を発足するという改組を行った。事実上従来の業務に加えて、2部門が加わったわけで、守備範囲は大幅に広がった。特に新規2部門については、廃棄物管理と資源循環への対

応、化学物質管理，エネルギー管理，キャンパス環境管理などの課題は山積みであるが，新たに大学内の環境管理及び教育研究に関してご協力できるものと考えている。

さてセンターの部門改組をきっかけに，「岡山大学の環境管理の考え方について」センターの各種委員会及び環境保全協議会において審議することができた。図3は幾度か協議を重ね作られたものである。この図に示されているように，まず本学における環境管理の基本方針が重要である。そして今回進めている規則，規程等の見直しはまず大きな課題である。

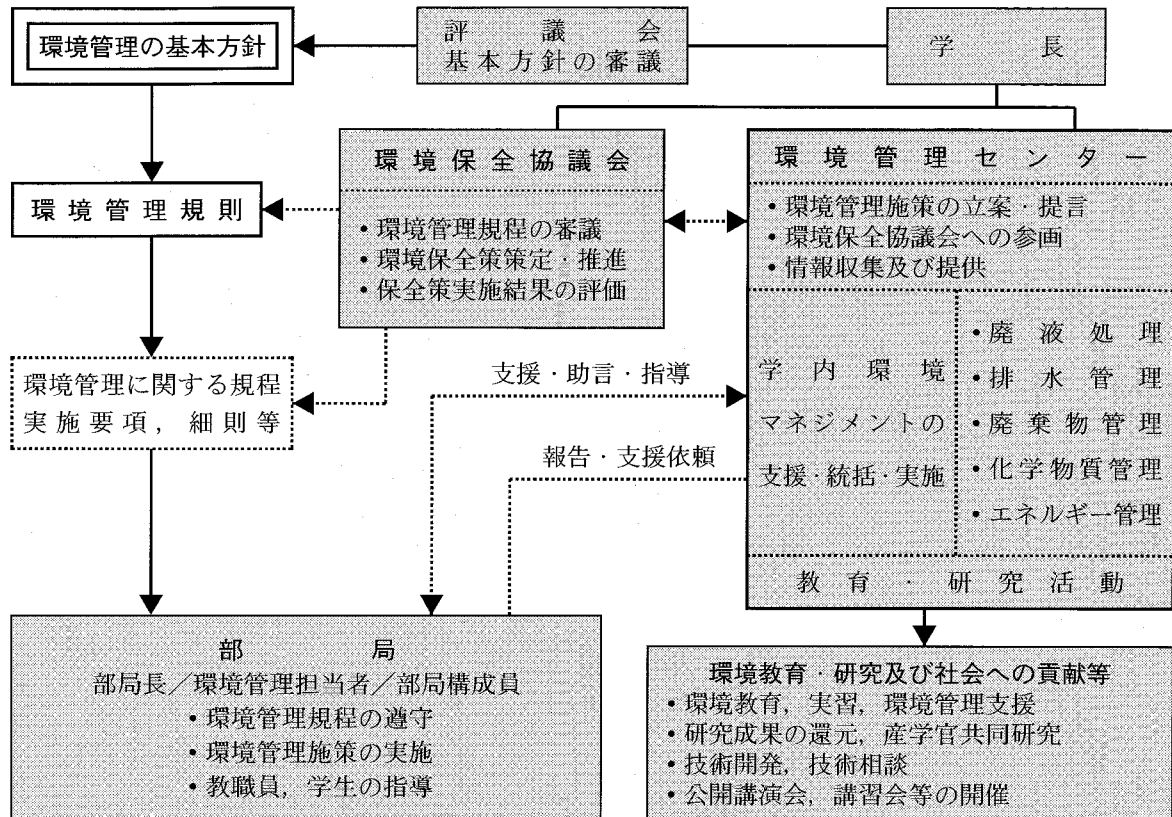


図3 岡山大学における環境管理の考え方

## 5. おわりに

本原稿を執筆の段階では，環境保全委員会環境管理規定等作成専門委員会で審議された環境管理規則及び水質管理規程，廃棄物管理規定が6月の環境保全協議会です承された。さらに部局長会議，常置委員会，評議会で審議され10月頃に新規則等の施行になる予定である。

最後に本学の環境管理についての課題としてまとめると，次の事項が上げられる。

- 1) 環境関係法令の改正，規制の強化及び新規法律等への対応と自主管理。
- 2) 環境管理の基本方針の早期制定・水質管理，廃棄物管理以外の規程の整備をはじめとした環境管理体制の充実。
- 3) 環境との共生を考慮した教育・研究活動の推進
- 4) 環境管理に関する国際規格であるISO14000シリーズや文部省の「地球環境問題に対する行動計画」等への対応。

岡山大学の環境管理をより充実させるために，環境管理センターは，環境管理に関する実務機関として機能をいっそう高める必要がある。